



地域まちづくり推進チーム（地域担当職員制度）について

亀山市は、平成25年度より地域コミュニティ活動を支援するための体制整備として地域担当職員制度を設け、地域コミュニティのしくみづくりに取り組む地域に対し、担当の職員を配置します。

人口減少社会の到来と少子高齢化の進行という大きな流れの中で、市民が自らの地域を自らの手で創り上げるまちづくりや共助の考え方に基づいた地域での助け合い・支え合いの取り組みについて、これまで以上に支援していきたいと考えています。

具体的には、新年度より地域まちづくり推進チーム（地域担当職員制度）を設けます。

この推進チームは、各地区コミュニティを基本単位として地域まちづくり協議会の設立及び地域まちづくり計画の策定を支援するため、地域に係る多様な情報の収集及び分析、必要な情報の提供などを行います。

また、地域担当職員の配置については、25地区コミュニティ単位を基本とし、当分の間は、各地区での地域まちづくり協議会の設立に向けた動きや職員体制などを勘案して、1人の職員が地域特性の似た地区を複数受け持つなど、10名程度の推進チームを構成する予定です。

この制度の導入をきっかけとして、「自助・共助・公助」の「補完性の原理」を市民に向けて理解を促すとともに、あらためて行政と市民との強固な協働関係を築き上げ、地方分権時代にふさわしい真の分権自治を目指していきたいと考えています。